

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市南井上コミュニティセンターの利用料金の減免
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	南井上コミュニティ協議会 (電話 642-2773)
審 査 基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第2条 条例第9条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】 1 指定管理者、南井上公民館、南井上地区社会福祉協議会が主催する利用については、利用料金を免除する。民生児童委員協議会、福寿クラブ、女性会、その他南井上地区内の各種団体の利用については、地区内料金の半額とする。ただし、指定管理者が適当と認めた利用については、利用料金を減額し、または免除する。 2 定期的に利用する場合(1ヶ月に2回以上)は、利用料の2割引とする。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日